

熊谷市住宅リフォーム資金補助金

市内の施工業者によりお住まいをリフォームされた方に対し、予算の範囲内で「まち元気」熊谷市商品券を交付します。

申込方法

市役所本庁舎 7階
商工業振興課に申請書類を提出してください。

工事完了日の翌日から起算して
3か月以内に申請してください。
必ず、着工前の写真を添付してください。

受付期間（令和2年度）

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで
工事完了日の翌日から起算して3か月以内に申請してください。
受付期間内に提出できない場合は、必ず事前にご相談ください。

補助率・補助限度額

税抜き工事費用の5%に相当する額（千円未満切捨て）
限度額10万円
「まち元気」熊谷市商品券で交付します。

補助対象工事（外壁塗装、内装、水回り工事など）

市内の施工業者が請け負った工事
工事費用が20万円以上（税抜き）の工事
支払が完了している工事であり、工事項目毎の金額が明細により
確認できる工事
着工前の様子が写真等により確認できる工事



対象者の要件

熊谷市に居住し、住民登録がある人
対象住宅の所有者であり、かつ、居住している人
市税に滞納がないこと
所有者が複数いる場合は、その全員に滞納がないこと

対象住宅の要件

建築基準法等各種法令に違反していない住宅
過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない住宅
所有者に変更がある場合はこの限りではありません。

提出書類

- 申請書（様式第1号）
誓約書及び承諾書（様式第2号）
住民票の写し
市税の滞納がないことを証する書類
例：納税証明書（市役所本庁舎2階納税課）
当該住宅の所有者であることを証する書類
例：固定資産税の課税明細書の写し、登記事項証明書の写し
設計図（リフォーム工事に関する設計図を作成している場合）
案内図（リフォーム工事を行った住宅の場所がわかるもの）
改修工事の請負契約書の写し
市内に支店を持つ施工業者は、請負契約書の写しに支店印の押印等、市内の支店で請け負ったことの証明をお願いします。
改修工事の **工事項目毎の明細** がわかる書類の写し
改修工事の領収書の写し
改修工事 **前後** の現場写真
建築確認済証（建築確認申請が必要な改修工事の場合）

手続きのながれ

- ① 申請（月末締め）
必要書類を揃えて、商工業振興課に提出
- ② 審査
- ③ 交付決定
交付決定書を郵送します。要件に不備がある場合には不交付になります。
- ④ 請求
交付決定通知書が到着後、指定の期日までに商工業振興課へ請求
- ⑤ 商品券の交付
商工業振興課窓口にて交付

熊谷市ホームページで **住宅リフォーム** と検索、

または右のQRコードよりご確認ください。



【担当】産業振興部 商工業振興課（本庁舎7階）

048-524-1111 内線467、477